

# 京都府まん延防止等重点措置について

令和3年4月9日



京都府知事 西脇 隆俊

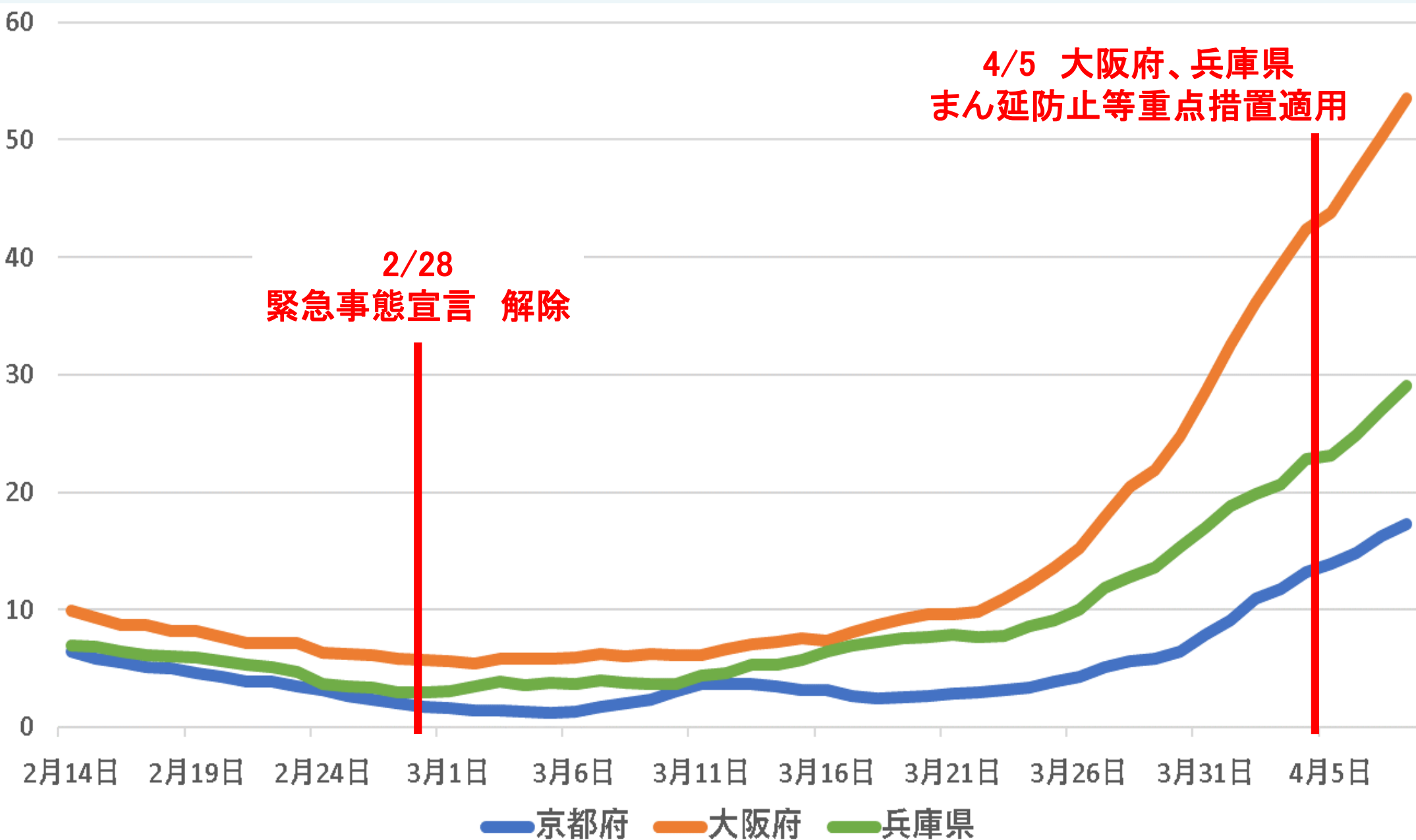


# 新規陽性者数の推移





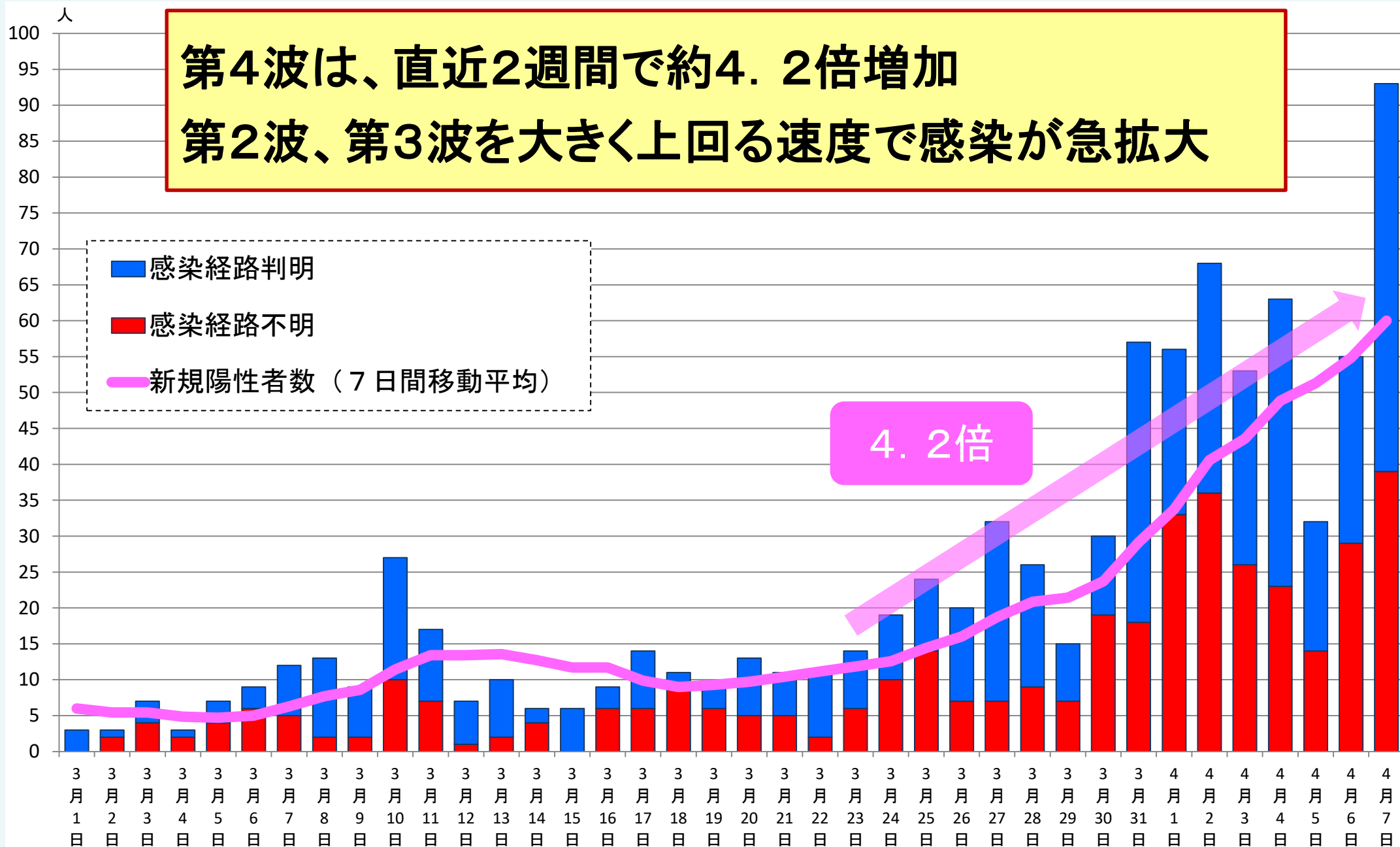
# 人口10万人あたり新規陽性者数推移





# 1日あたりの患者発生数

第4波は、直近2週間で約4.2倍増加  
第2波、第3波を大きく上回る速度で感染が急拡大





## まん延防止等重点措置の要請

- ▶ 京阪神の感染が急拡大
- ▶ 一体的都市圏を構成する京都府への影響が生じている
- ▶ こうした影響を早急に抑え込む事が必要



**まん延防止等重点措置を国に要請する**  
**→ 適用決定後、速やかに措置を講じる**



# まん延防止等重点措置

区 域

京都府全域

期 間

令和3年4月12日から令和3年5月5日

※政府対策本部の決定により変更される場合がある。

実施内容

1. 外出の自粛等
2. 催物(イベント等)の開催制限
3. 施設の使用制限等(京都市内)
4. 施設の使用制限等(京都市外)
5. 職場への出勤等

# 1 外出の自粛等

- ▶ 営業時間の変更を要請した時間以降、  
飲食店等のみだりに出入りしないこと
- ▶ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や  
混雑している場所・時間を避けて行動すること
- ▶ 京都府外への不要不急の往来を自粛すること
- ▶ 感染リスクの高い施設の利用を自粛すること  
→ 感染防止対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など

## 2 催物(イベント等)の開催制限を要請

主催者、施設管理者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

人数上限	5,000人以下
収容率	大声での <b>歓声・声援等がない</b> ことを前提 <b>100%以下</b> 大声での <b>歓声・声援等が想定されるもの</b> <b>50%以下</b> ※ ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)
事前相談	全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に <b>京都府相談窓口へメール等に相談</b>

※人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度



# 3 施設の使用制限等

## (京都市内)

# ① 特措法に基づく要請(京都市内)

## 対 象 施 設

飲 食 店

飲食店(居酒屋を含む)、  
喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを除く)

遊興施設等

バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店  
営業許可を受けている店舗

## 要請内容 <特措法第31条の6第1項に基づくもの>

- ・ **営業時間短縮(5~20時)を要請 (ただし、酒類の提供は11~19時)**
- ・ 従業員への検査勧奨
- ・ 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・ **発熱その他の症状のある者への入場の禁止**
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ 入場者に対するマスクの着用、その他の感染防止措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスクの着用等の**感染防止措置を講じない者の入場禁止**
- ・ 施設の換気
- ・ アクリル板等の設置や適切な距離の確保等**飛沫感染防止**

## 要請内容 <特措法第24条第9項に基づくもの>

- ・CO2センサーの設置
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底
- ・カラオケ設備の利用自粛  
(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)

**協力金の支給**  
(店舗への支給額)

**1店舗あたり、時短要請に応じた1日当たり、  
事業規模(売上高)に応じた支給額**  
(定休日を除く)

**時短見回りチーム**

**期間中は、府・市連携して飲食店等への  
個別確認指導を実施**

## ② 特措法によらない働きかけを行う施設(京都市内)

対象施設	内 容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・ <b>営業時間短縮(5時～20時)</b> ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%とすること (大声での歓声等がない場合:100%) ・入場者の整理誘導等を行うこと
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・ <b>営業時間短縮(5時～20時)</b> ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと
物品販売業を営む店舗(1,000㎡超) (生活必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗(1,000㎡超) (生活必需サービスを除く)	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。これらの施設を含め、業種別ガイドラインの遵守を要請(特措法第24条第9項)。

# 4 施設の使用制限等

## (京都市外)

## 特措法に基づく要請(京都市外)

### 対 象 施 設

飲 食 店

飲食店(居酒屋を含む)、  
喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

遊興施設等

バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店  
営業許可を受けている店舗

### 要請内容 <特措法第24条第9項に基づくもの>

- ・ **営業時間短縮(5~21時)を要請**  
**(ただし、酒類の提供は11~20時30分)**

【要請エリア】 山城・乙訓地域

宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、  
大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、  
南山城村 (15市町村)

## 要請内容 <特措法第24条第9項に基づくもの>

- ・従業員への検査勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者への入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用、その他の感染防止措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置や適切な距離の確保等飛沫感染防止
- ・CO2センサーの設置
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底
- ・カラオケ設備の利用自粛  
(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。  
これらの施設を含め、業種別ガイドラインの遵守を要請(特措法第24条第9項)。

協力金の支給  
(店舗への支給額)

1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり  
**4万円** (定休日を除く)

## 5 職場への出勤等

事業者等に対しテレワークの徹底等を要請

- ▶ **出勤者数の7割削減**をめざす
- ▶ テレワークのより一層の推進
- ▶ ローテーション勤務、時差出勤などの推進





**感染の再拡大を徹底して  
防ぐためのお願い**

# 1 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！

## 【基本的な感染予防対策の徹底】

- ▶ マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保
- ▶ 3密（密閉、密集、密接）の回避

## 【人と人との接触機会を減らす】

- ▶ 各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動

## 【飛沫感染の防止】

- ▶ ウイルスは主に鼻と口から入ります
- ▶ 会話の時は必ずマスクをしましょう！

## 2 飲食機会の感染予防の徹底

### 【府民1人ひとりに対し要請】

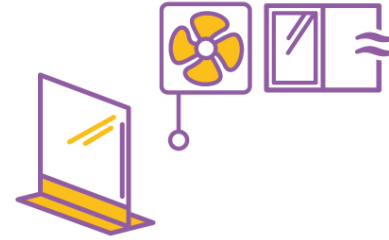
- ▶ 飲食時の「きょうとマナー」の徹底
- ▶ 宴会や家族以外のホームパーティーは控える
- ▶ 外食時は、1人で「個食」、黙って「黙食」

### 【事業者に対し要請】

- ▶ カラオケを行う設備を提供している事業者の方は、マスク着用による「飛沫防止」など感染防止対策を徹底

# 飲食時の「きょうとマナー」に ご協力を！

適切なアクリル板や  
換気設備のあるお店で！



会話の時は  
マスクを着用！



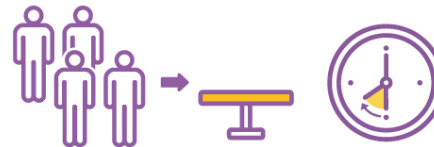
食事前、退店時には  
手指消毒を！



お店では大声で  
話さないでください！



2時間、  
4人までを目安に！



5つのマナーが「京都の食文化」を守ります！

### 3 大学等へのお願い

- ▶ 部活動や課外活動における**ガイドラインの遵守**
- ▶ 部活動や課外活動の前後などの**会食は自粛**
- ▶ 営業時間短縮を要請した時間以降、  
**飲食店に出入りしない**
- ▶ 学生寮における**感染防止対策の徹底**
- ▶ 学生に対し次の行動を禁止するよう徹底
  - ・ クラブ・サークル等の**コンパの禁止**
  - ・ **大人数での行動**や、**友人の下宿等での宿泊の禁止**
  - ・ 食事中も含めた**マスクを外しての会話の禁止**

### 4 医療機関・高齢者施設等における面会の自粛